平成２９年（フ）第２０号
福島県郡山市中野１丁目４番地の８
破産者　池場　秀子
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１４号
茨城県鹿嶋市大字宮中2067番地１（市営三笠山団地２―404）
破産者　西崎　正信
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第１６２号
神奈川県横浜市金沢区並木２丁目７番５―101号、開始決定時の住所神奈川県三浦市南下浦町上宮田3439番地３　サンコートマホロバ２―306
破産者　齋藤　　勲
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第７７号
神奈川県横須賀市追浜南町３丁目44番地
破産者　室伏　直樹
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第５号
新潟県長岡市城内町３丁目５―15　タウンコート城内602号、開始決定時の住所千葉県鴨川市東町1447―２　松籟荘324
破産者　ゆたか停こと　藤ノ木三男
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８号
長野県松本市神田１丁目33番23号
破産者　小池　一彰
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第５２号
長野県東筑摩郡山形村1474番地41
破産者　祢津　憲司
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１４６２号
名古屋市中区錦３丁目13番25号　佐藤ビル803号
破産者　森藤　裕介
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６０号
名古屋市瑞穂区洲雲町２丁目23番地の４フォルテ桜山101号、従前の住所愛知県瀬戸市中水野町２丁目26番地の５
破産者　石井　　賢
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６９号
愛知県常滑市蒲池町６丁目189番地の１、従前の住所愛知県常滑市千代ケ丘３丁目37番地の１　ヌーベルコリーヌⅠ　101号
破産者　平岡美由紀（旧姓今井）
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３３０号
愛知県北名古屋市二子曙51番地１　ＫＯＤＡＴＥＸＩＡ棟、住民票上の住所名古屋市西区中小田井２丁目６番地　Ｋビル101号
破産者　三谷　吉弘
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４７５号
愛知県春日井市高蔵寺町４丁目15番地16　セシリア３Ｅ号、従前の住所岐阜県羽島市福寿町本郷492番地１
破産者　村中　佑二
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５６２号
大阪府東大阪市中石切町４丁目13番38号、前住所大阪府東大阪市花園本町２丁目２番５―111号
破産者　金谷　茂弘
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６４８号
大阪府吹田市佐竹台１丁目５番10―716号
破産者　堤　　賢人
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４２号
福岡県久留米市上津町2228番地1550　セジュールヒルサイド205号
破産者　和田　　浩
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２９３号
大分市坂ノ市南４丁目４番24号
破産者　髙橋　弘二
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５号
大分市日岡２丁目８番36号　レジデンス日岡301号、住民票上の住所大分市日岡２丁目８番36号
破産者　藥師寺克己
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１５号
大分市大字杉原854番地の11
破産者　井澤　善美
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係